

## 「居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書」作成の留意点

(1)表面の「サービス計画作成等の依頼年月日(変更の場合は変更日)」(以下「依頼日」とする)が提出日から遡る場合、裏面「サービス開始日が遡る場合の理由書」の記載が必要となるが、記載の際以下の点に留意すること。

①依頼日が休日の場合、次に到来する最初の営業日に提出があれば、裏面の記載は不要とする(依頼年月日より前に提出しないこと)

<例:依頼日が令和4年1月1日である場合>

令和3年12月29日~令和4年1月3日まで市町が閉庁しているため、令和4年1月4日に提出があれば裏面の記載は不要。令和3年12月28日以前の提出は不可。

②依頼日と裏面の「利用者の認定通知收受日」のうち、提出日に近い日から一か月以上

遡る場合は、上記のとおり裏面を記載することに加え、顛末書を別紙で作成し(任意

様式で可)、届出書とともに提出すること。

<表面>「サービス計画作成等の依頼年月日(変更の場合は変更日)」

居宅サービス計画作成等の依頼年月日(変更の場合は変更日) ※(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合はサービス利用開始日	令和4年1月21日
--	-----------

<裏面>「利用者の認定通知收受日」

### サービス利用開始日が遡る場合の理由書

サービス利用開始日	令和4年1月21日から	利用者の認定通知收受日	令和4年1月19日
認定日	令和4年1月16日	サービス計画作成依頼届出書作成日	令和4年1月21日
サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由			

③「サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由」欄には「居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書」を提出する前に、止むを得ずサービスの利用を開始した理由を記載すること。

<例>被保険者の身体的な状況、周囲の見守りの状況

<裏面>「サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由」

サービス計画作成依頼届出書の提出前に介護サービスの利用を開始した理由
脳出血後左半身にマヒが残っており、歩行が困難で見守りが必要だが、家族が日中外出しており見守りが十分でないことから、早急にサービスを利用する必要があったため。

<適当でない例>

- ・「元々サービスを利用していたため」
- ・「本人または家族の希望があったため」
- ・「遡って転入したため」

④「サービス開始日を遡る理由等」欄には「居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼届出書」の提出が遅れた理由を記載すること。

<裏面>「サービス開始日を遡る理由等」

サービス開始日を遡る理由等 (※該当する項目の番号に○印をつけてください。)
① 利用者からの認定結果の連絡が 令和4年1月19日であったため、提出が遅くなった。
2 利用者からの認定結果の連絡が 年 月 日にあったが、サービス計画作成依頼届出書作成日の調整ができなかったため、提出が遅くなった。
3 その他(具体的に事由を記載してください。)

(2)表面の届出人の署名については、認定の決定通知到着前に記載することが可能であるため、被保険者本人氏名を記載いただくこと。

<表面>届出人の署名欄

(宛先) 知多北部広域連合長 上記の支援事業所等に居宅サービス計画作成等を依頼すること。届出先
令和 ○○年 ○○月 ○○日
住所 東海市荒尾町西廻間2番地の1
被保険者 氏名 広域 太郎
電話番号 ( 052 ) 689 - 2263

必ず被保険者本人の住所、氏名、電話番号をお願いします。

(3)過去に届出している事業所であっても、一旦契約が切れている場合は再度届出書を提出すること。

※また、居宅介護利用から施設サービス利用を挟んで居宅介護利用をしている場合も、再度届出を提出すること。

(4)要介護認定区分変更申請中に届出を提出する場合は以下のとおり対応が分かれるため注意すること。

- ①区分変更申請日より前にサービスを利用していた場合  
→要介護認定区分が確定しているため、届出の提出可。
- ②区分変更申請日以降にサービスを利用する場合  
→要介護認定区分が未確定であるため、届出の提出不可。  
認定結果通知後に届出の提出を行うこと。

(5)更新または要介護認定区分変更申請中に被保険者が死亡、転出などのため介護保険の被保険者証が発行されない場合

- ①認定結果が出る場合  
→認定結果通知後に、認定通知書などを付けて、遡って届出を行う。申請書欄は本人の署名で行う。
- ②認定結果が出ない場合  
→届出の提出不可

★小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者の方へ

(1)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合、利用前に下記サービスの利用があったかを、表面の居宅サービス等の利用の回答欄に必ず回答すること。

<対象となるサービス>

居宅サービス	居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く
介護予防サービス	介護予防居宅療養管理指導及び介護予防特定施設入居者生活介護を除く
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

<表面>居宅サービス等の利用の回答欄

(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無 ※(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合のみ記入

居宅サービス等の利用  あり (利用したサービス:  
 なし

※小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の利用(入居者生活介護を除く。)並びに地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護生活介護(短期利用型)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用限る。))の有無を記入してください。(介護予防サービスの場合も同様に記入)

「あり」か「なし」にチェックをいれてください

(2)利用期間中に要介護認定区分について、要支援・要介護間の変更が発生した場合は、同一の事業所を引き続き利用する場合も再度届出書を提出すること。

★令和4年4月からの変更事項について

厚生労働省からの通知に合わせて、4月から様式を変更します。同意事項が増えますので、

被保険者氏名を記載してください。なお、以前の様式も引き続き利用可能です。

(宛先) 知多北部広域連合長  
上記の支援事業所等に居宅サービス計画作成等を依頼することを届け出ます。  
令和 ○○年 ○○月 ○○日  
住所 東海市荒尾町西廻間2番地の1  
被保険者  
氏名 広域 太郎 電話番号 ( 052 ) 689 - 2263

---

居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼(変更)する居宅介護(介護予防)支援事業者が居宅介護(介護予防)支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。  
令和 ○年 ○月 ○日 氏名 広域 太郎

## 住宅改修の基本的事項

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も顧慮して、手すりの取り付け、床段差の解消等小規模のものとする。

これらに通常要する費用を勘案して支給限度額を 20 万円と設定。

住宅改修が必要な理由書(案) P2 (記入例①)

<P1の「住宅改修により、日常生活をどう支えたいか」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果をチェックしたうえで、④改修項目(改修箇所)を具体的に記入してください。>

①改善しようとする生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックしたうえで、改修のコメント(…することで…が改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
<b>排泄</b> <input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入り(扉の開閉含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便座への登座・降りやすさからの確保 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 洗面所の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 排泄機 <input type="checkbox"/> その他( )	居室からトイレの移動は、杖歩行だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、歩行バランスも若干不安定で「見守り」が必要。便座からの立ち上がりの際に、支持する所がないため、介助が必要。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの設置 (廊下の移動経路) (便器横壁面) <input type="checkbox"/> 障子 <input type="checkbox"/> 障子 <input type="checkbox"/> 浴室内の移動経路 ( ) ( )
<b>入浴</b> <input checked="" type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入り(扉の開閉含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴室内での移動 <input type="checkbox"/> 浴槽での出入り <input type="checkbox"/> 洗い桶での姿勢保持(洗体・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )	居室から浴室への移動は「排泄」と同じ。浴室内では杖は使えず、つかまる場所がないため、移動に不安がある。浴槽の50cmの縁高を一人でまたぐことができません、介助を必要としている。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (廊下3cmかさ上げ) (浴槽をエプロン高40cm、深さ50cmのものに取り替え ( ) ( )
<b>外出</b> <input type="checkbox"/> 出入口までの室内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 重い等、道具の搬別 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入り(扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) <input type="checkbox"/> 履物の取替え ( ) ( )
<b>その他(他の行動)動作</b> <input type="checkbox"/> 台所での移動、姿勢保持	杖でなんとか台所へは行けるが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )

住宅改修申請書類「住宅改修が必要な理由書」-P2-

### ㊦ 改修のコメントの記載について

(例)「便器の横に手すりを付けることによって一人で便座から立ち上がれるようになる」

(例)「廊下と居室の間の敷居を取り除くことによって躓くことなく移動できる」

上記の例の様に

「(場所)に(工事内容)することによって(行為・行動)することができる」といったコメントを記載する。

※ 段差解消をすることによって～といったコメントでは、どのような段差解消工事をするのか理由書のみでわかりにくいので、「敷居の撤去」「床の嵩上げ」「底の浅い浴槽に取りかえる」など具体的な工事内容を記載する。

## ① 改修項目(改修箇所)について

各改修項目のカッコ内に「便器横壁面」や「脱衣所」、「廊下」等の改修箇所を記入する。

※ レバーハンドルへの改修や、開き戸の向きを変更する工事を「その他の工事」としているが、本来は「引き戸等への扉の取替え」となる。

※ トイレの床を嵩上げした際に床材をクッションフロアに取りかえた場合は、「段差の解消」と「滑り防止等のための床材の変更」の両方の改修箇所に記入する。

※ 「その他の工事」に記載する付帯工事は、

- ・手すり取り付けのための壁の下地補強
- ・浴室の床の嵩上げに伴う給排水設備工事
- ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ・床材の変更のための下地の補修
- ・扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事
- ・便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化に係るものを除く)、床材の変更など

## 【よくある質問や指摘事項】

### ※ 被保険者入院中の住宅改修について

入院中であっても、住宅改修の事前協議書の提出及び住宅改修工事は可能。

しかし、支給申請は退院して住宅改修した箇所を利用した後となる。

**そのため、入院中に死亡又は退院後に家に戻らず他の施設に入り、住宅改修した箇所を利用していない場合は、支給の対象外となる。**

### ※ 理由書の作成者

作成者が必ず居宅介護サービス計画を作成する介護支援専門員又は地域包括支援センターの担当職員であること。施工業者、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上のものは不可(地域支援事業の任意事業ではないため)

### ※ 両手すりの設置

移動のための手すりは、原則として片側の手すり支給対象となります。ただし、利用者の身体状況等の理由により、両側に手すりが必要な場合が理由書に記載されていれば支給対象となります。

### ※ 棚手すりの設置

握力がほとんどない、しっかり握れないなどの身体状況が理由書に記載されていれば給付可。  
(棚手すり下部についているペーパーホルダーは対象外となるためその費用分を案分する)

### ※ 居室、寝室等の部屋全体の嵩上げ

敷居の撤去やミニスロープ設置で対応できない理由の記載がなければ給付不可。

☆ 指摘事項があり理由書の差し替えが必要となる件数は全体の2～3割で毎月に約30件あります。